

令和2年4月27日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

新型コロナウイルス感染症予防対策 職員の分散配置

新型コロナウイルスの感染症の全国的な拡大を受け、まん延防止及び業務継続の観点から、職員の分散を図るため、下記のとおりテレワーク等による勤務を実施します。

記

1 主な取り組み

(1) テレワーク（在宅勤務又はサテライトオフィス勤務）

ア 在宅勤務：自宅で勤務することができることとします。

イ サテライトオフィス勤務：所属の執務室とは別の指定された会議室等で勤務することができることとします。

(2) 早出遅出勤務

通常の勤務時間から15分刻みで前後に最大60分まで時間をずらして勤務することができることとします。

(3) 週休日の振替及び休日の代休の活用

週休日の振替や休日の代休を活用した柔軟な勤務体制を実施できることとします。

2 実施時期

令和2年4月27日（月曜）から5月31日（日曜）まで

※ サテライトオフィス勤務は令和2年5月1日（金曜）から5月31日（日曜）まで

※ 準備ができた部署から順次実施（一部の部署で既に実施しています。）

※ 状況等に応じて変更あり

3 対象者

(1) テレワーク及び早出遅出勤務 会計年度任用職員を含む全職員

(2) 週休日の振替及び休日の代休の活用 会計年度任用職員を除く全職員

【お問い合わせ先】

豊川市役所 企画部 人事課：松本・原田・本田

TEL：0533-89-2122 Eメール：jinji@city.toyokawa.lg.jp

